

# 豊田市青少年センターをご利用の皆様へ

令和3年4月1日（木）より施設の予約方法が変わりました。

## ○予約方法について（利用者サイト <https://toyotacity-yoyaku-nexres-portal.azurewebsites.net/>）

- ・スマートフォンやパソコンでインターネットを利用して「豊田市公共施設予約システム」より施設の空き状況の確認や利用予約をしていただきます。
- ・「豊田市公共施設予約システム」を利用するためには利用者登録が必要です。
- ・インターネットを利用して施設の利用予約ができるのは利用日の3日前までです。利用日の当日、前日、前々日に施設の利用予約がしたい場合は、青少年センターまでお問い合わせください。

## ○利用予約の流れについて

次ページの「豊田市青少年センター公共施設予約システムの利用の流れ」をご参照ください。

## ○予約開始日について

青少年センターを利用する方の予約開始日は以下の通りです。

利用形態	予約開始日
青少年育成団体、青少年サークル	利用希望日の3ヶ月前の1日9：00～
青少年グループ、公的団体※	利用希望日の2ヶ月前の1日9：00～
一般利用、営利用	利用希望日の1ヶ月前の1日9：00～

※公的団体の利用について、公共施設予約システム利用者サイトにて2ヶ月前から利用予約をしたい場合は、青少年センターで設定を行う必要があります。設定を行うにあたり、別途申請をしていただく必要があります。詳細につきましては青少年センターへお問い合わせください

## ○施設使用料の支払いについて

窓口にて利用当日に現金でお支払いください。

## ○当日の鍵の受け渡しと返却（1階事務所）

当日受付／窓口にて許可書を発行後、部屋の鍵等をお渡しします。

返却／部屋の鍵・報告書を返却してください。

※豊田産業文化センターは全館午後9：30閉館ですので、早めの返却をお願いします。

## ○貸出備品について（無料）

貸出物品につきましては青少年センターへお問い合わせください。

## ○利用キャンセルについて

次ページの「豊田市青少年センター公共施設予約システムの利用の流れ」をご参照ください。

## ○使用料支払い後の利用変更について（左記のことがないように使用料のお支払いは利用当日をお勧めします）

- ・青少年センターへお問い合わせください。
- ・利用変更することで不足が生じた場合はお支払いいただきますが、差額の返金はできません。
- ・利用前日までに青少年センターへ変更前の利用許可書（原本）をご持参いただく必要があります。
- ・利用変更ができるのは利用許可書1枚につき1回までです。

豊田市青少年センター  
〒471-0034 豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター1階  
TEL：0565-32-6296

# 豊田市青少年センター 公共施設予約システムの利用の流れ

